

NTTおよび電力会社以外の事業者がネットワーク回線構築する際の問題点

(おもな背景)

道路管理者が敷設した共同溝等地下管路において、ケーブルテレビ事業者等の新規参入事業者(以下事業者という)が新たに線路を敷設しようとする際、ほとんどの場合空き管路が無く敷設できない。

NTT・電力会社以外の事業者は自前回線を敷設するにあたり、自営柱が認められていないため、既にあるNTT・電力会社の電柱および管路を使用せざるを得ず、その際に事業者は公益事業者とされているNTT・電力会社、ガス会社と比べて様々な障害がある。

事業者が自前回線敷設ではなく、NTT・電力会社等の回線を借用しようとする際の借用料金体系は算出根拠が不明確である上に、高額である。

(NTTおよび電力会社との添架・共架申請および許可の問題点)

事業者はNTT・電力会社それぞれの電柱について膨大な書類・各電柱の写真を添付の上「都市型CATV施設ケーブル添架申請書」および「共架実施申請書」を提出し、審査を経て「CATV線添架契約書」「有線テレビ放送線共架契約書」(以下添架・共架契約という)を締結しなければならない。

(ケーブルテレビ事業者の場合)

この煩雑な申請手続と共に、許可までに長い時間を要している。

(NTTおよび電力会社との添架・共架契約の問題点)

事業者はNTT・電力会社の定めた条件による添架料・共架料を支払う上、共架柱建替料(強度不足等)を支払わなければならない。しかし、その電柱の所有権は全てNTT・電力会社に属するとされており、事業者には何らの権利も無いことになっている。

NTT・電力会社の都合によりその電柱を撤去・移設・建替を行うときには、添架している線路の移設等に伴う費用を事業者が負担しなければならない。さらに、この措置について事業者は何ら異議を申し立てることができない。

NTTの添架契約については、契約内容について協議が整わない場合には、NTTの指示するところに従わなければならないとされている。

(NTTおよび電力会社の回線借用する場合の問題点)

事業者はNTT・電力会社の定めた条件による回線使用料・工事費等を支払うが、設備に関しての何らの権利も認められていない。(例えばNTT「CATV映像伝送サービス」では、事業者が光終端装置の物品・設置費用を負担するにもかかわらず、その所有権等のいかなる権利も認められないとされている。)

回線使用料等の算出根拠が一切明らかにされていないので、仮にNTT・電力会社等が他事業者の通信サービス事業参入を妨害することを目的として、不等に高額な料金を設定したとしても事業者は対抗手段が無い。

(意見)

これらの問題点を鑑み、事業者がネットワーク回線構築するにあたっては、公益事業者と公平に扱うよう以下のとおり要望するものである。

道路管理者が共同溝等地下管路を敷設する際には、将来の新規事業者の参入を見越して予備管路を設けるか、既事業者との管路の共同利用を認めるべきである。

建設省国道事務所、県・市等地方自治体は線路敷設に関して、公益事業者（NTT・電力会社、ガス会社等）に様々な特権を認めた形となっているが、特に郵政省から許可を得た公共性の高い放送事業者であるケーブルテレビ事業者についても（自治体の出資如何にかかわらず）同等の扱いをすべきである。

NTT・電力会社との添架・共架申請について

- ・ 申請書類が膨大であり、折衝が非常に煩雑である。特に郵政省から許可を得ているケーブルテレビ事業者については、公益事業者と同等に申請手続きの簡素化、添架・共架許可までの審査期間の短縮を望む。
- ・ 民地に建柱している場合、地主の添架・共架同意書取得を事業者に要求し、それを条件としているうえ、添架料・共架料を請求することは不等である。
NTT・電力会社あるいは電柱工事を実施している子会社が同意書の取得を行うべきである。

NTT・電力会社の添架料・共架料および建替料、電柱移設費用等の不公正について

- ・ そもそも国民の税金で負担または助成され設置された電柱・共同溝等に対し、現行料金体系は高額である。
- ・ 支払った料金に対する権利義務関係を公正にすべきである。
- ・ 添架料・共架料の計算根拠を明確にして欲しい。
- ・ 建替料の算出根拠を明確にして欲しい。根拠が不明確な場合には廃止すべきである。（過去の実績から事業者へ請求するかしないかの決定が恣意的であり、原価計算は一般相場とかけ離れている。）
- ・ 建替料を負担しても所有権は与えられない上に、添架・共架料を支払うことは二重払いであるといえる。少なくとも建替料を負担した電柱については、添架・共架料の支払を免除すべきである。
- ・ 添架・共架料を継続負担している上に、一方的に指示される電柱移設等による線路の移設工事費用の負担まで強いられることは納得できない。添架している線路の移設工事費用は、電柱所有者であるNTT・電力会社が負担すべきである。

特にNTTとの添架契約条項において、協議が整わない場合はNTTの「指示するところに従わなければならない」とあるのは不等である。

NTT・電力会社等の事業者向け回線貸出について

- ・ そもそも国民の税金で負担または助成され設置された電柱・共同溝等に対し、現行料金体系は高額である。
- ・ 回線使用料・工事代金等の計算根拠を明確にして欲しい。
- ・ 回線使用料・工事代金等支払った料金に対する権利義務関係を公正にすべきである。物品・設置工事代金共に負担した上に、何らの権利も認められないのは不等である。
- ・ N T T ・電力会社等の実施する通信サービスと同等のサービス行おうとする事業者にとって、回線借用に要するすべての料金算出根拠の公開が不可欠であり、かかる根拠の値下げが行われた場合には料金に反映されるべく契約体系を整えるべきである。

現状では、事業者は自前回線敷設を選択しても、N T T等の回線借用を選択するとしても、N T T ・電力会社等の裁量に事業の行方を左右されると言える。(契約締結・サービス実施後にN T T ・電力会社等の独自の通信サービス料金が値下げされると、競争力を失ってしまう。)

将来にわたり競争状態を作り出していくためには、添架料・共架料、および回線使用料等は、貸出側であるN T T ・電力会社等の通信サービス料金が値下げされる場合、それと同等に値下げされるべきである。

通信ネットワークに関して、N T Tおよび電力会社はほとんど全ての電柱・管路を所有しているところから独占的状态にあると言える。事業者に負担を求めるすべての料金について算出根拠を公開すると共に、コストが下がった場合等の料金への反映を迅速に行うなど、独占禁止法に守られる“公正で自由な競争”ができる環境を整えるべきである。